

業 務 仕 様 書

1 件名

令和6年度えひめ食材販路拡大パワーアップ事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 事業目的

資源価格の上昇による物価高騰や人手不足等に起因して、飲食店では利用食材の見直しや調達先の切り替えなどの動きが加速している。

そこで、愛媛県では、首都圏及び近畿圏等の食品卸売業者と連携した愛媛県産食材（以下、県産食材）の販売を通して、県産食材の継続取引が見込まれる飲食店を開拓するとともに、開拓した飲食店においてメニューフェアを開催することで、県産食材の取引拡大を図る。

4 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、決定するものとし、5の「事業計画書」において定めるものとする。

(1) 食品卸売業者による飲食店開拓

首都圏及び近畿圏等の食品卸売業者と連携した県産食材の販売を通して、県産食材の継続取引が見込まれる飲食店を開拓する。

<事業概要>

- 実施期間：5月～3月
- 連携する食品卸売業者（以下、連携業者）：4者以上
（提案のあった食品卸売業者2者以上、愛媛県が指定する食品卸売業者2者）
※愛媛県が指定する食品卸売業者は契約後に開示する。
- 連携業者の産地訪問や現地商談会等の開催：連携業者の希望に応じて実施
- 販売対象の食材：委託契約締結後、連携業者と協議の上、決定する。

①食品卸売業者の提案、連携業者の選定及び食材提案のサポート

県産食材の販売が見込まれる首都圏及び近畿圏等の食品卸売業者を愛媛県に提案し、連携業者を選定の上、愛媛県が実施する連携業者への県産食材の提案をサポートする。

ア 食品卸売業者の提案

- ・県産食材の販売が見込まれる食品卸売業者を2者以上提案すること。
※食品卸売業者が取扱う食材の種類（農産物、水産物、畜産物等）や状態（生鮮、冷凍等）、事業の形態（食材の仕入・保管・販売を行う、仲介のみ等）や規模（食材を常時販売している飲食店の数、設備等）は問わない

が、より多くの県産食材の販売が見込まれる食品卸売業者を複数者提案すること。

イ 連携業者の選定

- ・アで提案のあった食品卸売業者の中から、愛媛県と協議の上、連携する食品卸売業者を2者以上選定すること。

※食品卸売業者は、愛媛県から推薦する場合がある。

- ・上記に加え、愛媛県が指定する食品卸売業者2者を連携業者に選定すること。

ウ 愛媛県が実施する県産食材の提案のサポート

- ・連携業者に対して、愛媛県による県産食材や生産者の提案が円滑にできるよう、ミーティング会場のセッティングや日程調整などのサポートを行うこと。

※県産食材の提案については、オンラインでの実施も可とする。

②連携業者の産地訪問や現地商談会等の開催及び販売する県産食材の決定

連携業者の産地訪問や現地商談会等を開催し、下記③において販売する県産食材を決定する。

ア 産地訪問や現地商談会等の開催

- ・連携業者の希望に応じて、生産者への産地訪問や現地商談会等を開催すること。

※産地訪問や現地商談会は、2泊3日程度の日程を確保すること。

※オンライン訪問も可とする。

※生産者は、愛媛県から推薦する場合がある。

イ 連携業者が販売する県産食材の決定

- ・上記アの結果を踏まえ、連携業者及び愛媛県と協議の上、下記③において連携業者が販売する県産食材を決定する。

※連携業者が取扱う食材の種類（農産物、水産物、畜産物等）や状態（生鮮、冷凍等）は問わないが、連携業者がより多くの県産食材を販売できるよう、生産者との連絡調整等のサポートを行うこと。

③連携業者の県産食材販売支援及び県産食材の継続取引が見込まれる飲食店の開拓

連携業者による県産食材の販売を支援するとともに、県産食材を購入した飲食店の中から、県産食材の継続取引が見込まれる飲食店を開拓する。

ア 連携業者の県産食材販売支援

- ・愛媛県と協議の上、連携業者の販売手法に合わせた販促支援を行うこと。

※販促支援は、リーフレットの作成、チラシの折り込み、オンラインショッ

プでの特集などを想定しているが、形態は問わない。

イ 県産食材の継続取引が見込まれる飲食店の開拓

- ・上記アで県産食材を購入した飲食店の中から、県産食材の継続取引が見込まれる飲食店を開拓すること。

(2) 飲食店メニューフェア

上記(1)の事業で開拓した飲食店において「メニューフェア」を実施することで、県産食材の利用促進と継続取引に繋げる。

- 実施回数：1回(11月を予定)
- フェア期間：1カ月以上
- 実施店舗：50店舗以上
- 実施店舗の参加条件：
 - ・フェア期間中、旬の愛媛県産食材を利用したメニューを提供すること。
 - ・フェア開催にあたり、2製品以上の県産食材を新たに利用すること。

①参加店舗の調整、特集ページの開設・運営等

上記(1)③で開拓した飲食店のうち50店舗において、旬の県産食材を利用したメニューを1カ月間集中提供する「メニューフェア」を実施すること。

ア 参加店舗、提供メニューの選定、フェア実施、各種問い合わせ対応

- ・店舗ジャンルは任意とするが、上記(1)③で開拓した飲食店の中から、飲食店50店舗を選定すること。
- ・フェア実施店舗の提供メニューの選定、フェア実施に係るフォローアップ、各種問合せ対応を行うこと。

※提供メニューの選定にあたっては、2製品以上の県産食材を新規で利用することとし、その他の県産食材の利用についても積極的に提案すること。

※提供形態は、ランチ、ディナーを問わない。(テイクアウトを除く。)

イ グルメ情報サイト等での特集ページの開設・運営等

- ・グルメ情報サイト等で、特集ページを開設・運営し、効果的な情報発信を行うこと。
- ・グルメ情報サイトやSNS等でのバナー広告の配信などにより、特集ページへの効果的な誘導を行うこと。

※特集ページの掲載期間は、1カ月以上とすること。

②店舗装飾等

統一感のあるフェアを開催するため、参加店舗においてメニュー表を作成すること。

ア フェア期間中のメニュー表作成

- ・統一感のあるメニュー表を作成すること。

※メニュー表の作成数は、1,000枚（20部×50店舗）を基本とするが、参加店舗が希望する場合には、デジタルメニュー表により代替することも可能とする。

※メニュー表に使用する写真は、飲食店からの提供写真を利用することも差支えないが、店舗ごとにバラつきが出ないように留意すること。

(3) 効果測定

上記（1）では、③アにより販売した県産食材の販売実績、③イにより開拓した飲食店の情報等を取りまとめ、業務の実施効果を分析した上で愛媛県に報告すること。また、上記（2）では、県産食材の新規利用件数、フェア開催時の来客数及びフェア特集ページの閲覧数などを測定し、業務の実施効果を分析した上で愛媛県に報告すること。

(4) その他

上記業務以外の追加提案については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、効果的と双方が判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。

<想定スケジュール>

月	令和6年度えひめ食材販路拡大パワーアップ事業	
	(1) 食品卸売業者による飲食店開拓	(2) 飲食店メニューフェア
4月	委託事業者公募・審査	
5月	結果通知・契約締結	
	卸売業者提案	
	↓ 卸売業者選定	
6月	卸売業者への県産食材提案	
7月	↓ 産地訪問・現地商談	
8月	販促支援	
9月	↓	開拓飲食店への企画説明
10月		フェア店舗決定・メニュー考案
11月		フェア開催
12月		

1月		
2月		
3月	県産食材の継続取引が見込まれる 新たな飲食店を開拓	
	事業終了・実績報告	

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

6 再委託の可否

- (1) 受託者は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明らかにした書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。
- (2) (1)により、受託者が再委託を行う場合は、愛媛県は当該再委託に伴う再委託先の行為をすべて受託者の行為とみなし、受託者に対して契約上の責任を問うことができる。

7 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

9 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、愛媛県と協議を重ねながら実施すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて愛媛県と協議の上処理するものとする。